

1 要配慮者の防災対策

要配慮者を災害から守るには、本人や家族だけでなく、地域の方の協力が欠かせません。支援を要する方には、それぞれの方に合った支援方法がありますので、まず声をかけ、何が必要かを確認しましょう。

要配慮者とは

災害から自らを守るために適切な行動をとることが特に困難な高齢者・障害のある方・要介護認定者・乳幼児・日本語が十分に理解できない外国人の方などです。支援が必要な方やその家族の方は、日ごろから災害に備え、できる限り防災訓練などに参加して、地域での協力の輪を広げてください。

障害のある方

▶ 目の不自由な方へ

- 地震後は、落下物やガラスの破片が飛散しているので、近くの方と協力し安全を確認しましょう。日頃から、厚手のスリッパやはきやすい靴を準備しておきましょう。
- 火事だと少しでも感じたら、「火事だ!」と大きな声で、近くの方に協力を頼みましょう。
- 外にいるときは、声を出して、近くの方に周囲の状況を聞きましょう。また、安全な場所への誘導を頼みましょう。

お手伝いをする方へ

- 積極的に声をかけ、周囲の状況を知らせましょう。
- 移動するときは「左横方向10歩くらい」「時計の10時の方向」「これから階段をのぼります」など、具体的に表現して伝えます。動作が終わるときにも、声をかけましょう。
- 案内するときは、盲導犬や白い杖の反対側に立ち、目の不自由な方に軽くひじの上を持ってもらい、半歩前くらいを歩きます。
- 短い距離であっても、腕や杖をつかんだり、肩や背中を後ろから押さないでください。
- 途中で別れる場合は、次に誘導してくれる方を探してバトンタッチしましょう。



盲導犬を見かけたときは

- 盲導犬はペットではなく目の不自由な方の「目」です。
- ハーネスをつけているときは、工作中です。犬を呼んだり、なでたりしないでください。また、絶対に食べ物を与えないでください。



▶ 耳の不自由な方へ

- 近くにいる方から手話や筆談などで情報を得るために、メモ用紙・筆記具を常に持っています。
- 外見上分かりにくい障害のある場合は、命を守る行動をとるためにも、防災カードやヘルプカード、笛などを活用し、周囲の方に必要なサポートを求めましょう。

お手伝いをする方へ

- 避難指示が聞こえないなど、状況の把握が遅れがちになります。筆談、身振り、手話などで情報を伝えましょう。
- 電話の代理を頼まれたら、進んで協力しましょう。
- 口の動きを読み取る「口話」でコミュニケーションをとれる方もいます。マスクを外して、ゆっくり、はっきり話しましょう。



音声言語障害の方をお手伝いする方へ

- 相手の言葉をくり返しながら聞き取りましょう。
- もし、聞き取りが困難なら、相手に断ってから、筆談などを行いましょう。

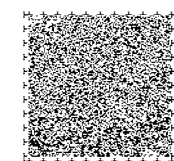


▶ 内部障害や難病のある方・人工呼吸器使用中の方へ

- 主治医に災害などにより通院が困難になったときの対応を事前に相談しておきましょう。防災カード、ヘルプカードを利用しましょう。
- かかりつけの病院と連絡がつかず、差し迫った状態にある場合は、周囲の人や防災関係機関※にすぐに状況を伝えましょう。
※警察・消防など

お手伝いをする方へ

- 家族は、主治医との相談に必ず同席して、必要な措置について熟知しておきましょう。
- 病状は第三者には外見からではわかりにくいものですが、本人から依頼があったときは、家族や病院への連絡に協力しましょう。



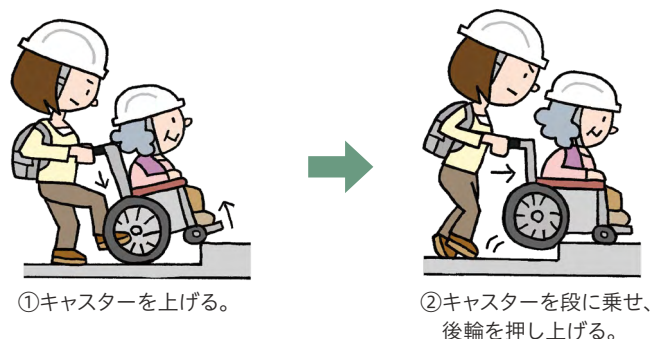
▶ 車いすを利用している方へ

家具類から離れた位置でブレーキをかけ、落下物から身を守りましょう。

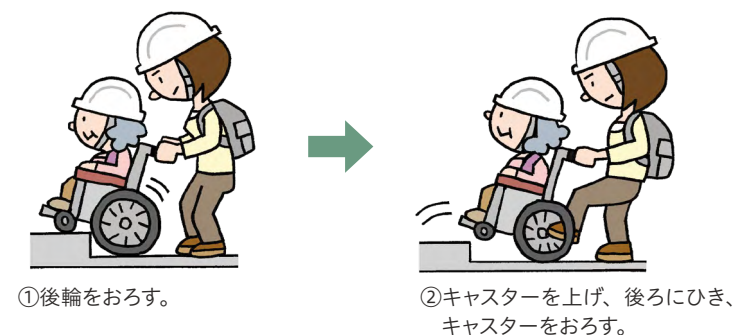
車いすの介助をする方へ

一人で介助することが難しい場合は、本人に伝え、近くの方に協力を求めましょう。

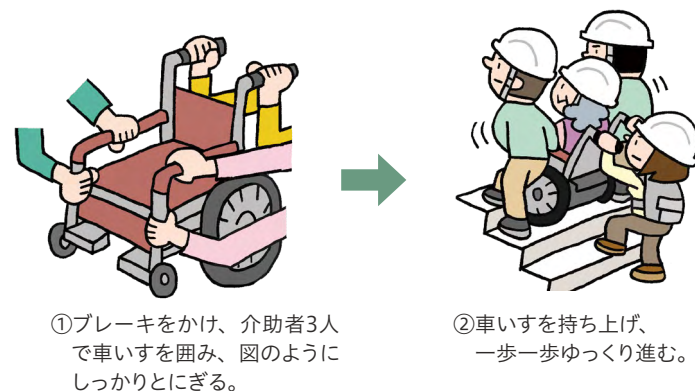
段差を上がる時



段差を下がる時



階段を昇降するとき



▶ 知的障害のある方、精神障害のある方へ

- ・ 具合が悪くなったときなどのために、防災カード、ヘルプカードなどを身につけましょう。
- ・ 毎日服用している薬は必ず忘れずに飲みましょう。
- ・ 本人や家族などはお薬手帳を活用するなどし、薬の名前を把握しておくことが必要です。

お手伝いをする方へ

- ・ 避難するときは、短くわかりやすい言葉で声かけしながら、手を引くなど誘導しましょう。落ち着くように優しく声をかけましょう。
- ・ 主治医と連絡をとれるようにしておきましょう。連絡がつかないときは、周囲の方や防災関係機関※などに早めに相談しましょう。

※警察・消防など

高年齢の方

▶ 高年齢の方へ

- ・ 「防災カード」や「ヘルプカード」などに常用薬などを記載し、身につけておきましょう。

介助をする方へ

- ・ 寝たきりの方や認知症の方がいる場合は、近所の方々の協力も必要です。避難に備えて、担架の作り方や認知症の方への対応を学んでおきましょう。
- ・ 避難場所がどこにあるか、どの道を通ったらよいかを、実際に確かめておきましょう。

「認知症の方への対応の基本」

～3つのない～

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない



介護が必要な方への支援は

- ・ 要介護認定を受けている方や障害のある方は、災害の発生により、それまで受けていた介護・福祉サービスが受けられず、生活の継続が困難になることが想定されます。
- ・ 区では、区職員などで要配慮者支援チームを編成して避難所や地域を巡回し、支援が必要な高齢者・障害のある方の状況の確認を行い、必要な支援の手配などを行います。
- ・ また、自宅での生活や地域避難所・補完避難所での生活が困難な高齢者・障害のある方については福祉避難所への入所を調整します。

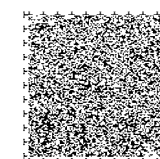
※要配慮者支援に関する詳細は「要配慮者向け防災行動マニュアル」を併せてご確認ください。
「要配慮者向け防災行動マニュアル」の配布場所 ➡ 90ページ

問い合わせ

健康福祉計画課要配慮者支援係 | TEL：03-5722-9689 FAX：03-5722-9347

妊産婦・乳幼児がいる方

- ・ 妊娠初期でも妊産婦と伝わるよう、日頃からマタニティマークを身につけましょう。
- ・ 以下のものを準備しておきましょう。
妊産婦：母子健康手帳・マイナ保険証・資格確認書等・診察券・出産準備品など
乳幼児：ミルク・ほ乳びん・おむつ・離乳食・消毒剤など
- ・ 避難誘導してくれる方を確保しておきましょう。



音声コード掲載

日本語が十分理解できない外国人の方への支援

- ・ 周囲にいる方は、情報の伝達に協力しましょう。
- ・ 地域での防災訓練があるときは声をかけ、できるかぎり参加してもらいましょう。



災害が起きたときの要配慮者への支援

- ・ 要介護認定を受けている方や、障害のある方など、災害が起きたときに自分の身を守るための行動ができない方は、周りの方からの支援が必要です。
- ・ 区では、要介護認定を受けている方や、障害のある方など支援を要する方の名簿を作成して災害に備えるとともに、地域住民、区職員、介護・福祉事業者などが連携し、安否確認・避難支援を行う仕組みづくりを行っています。

▶ 避難行動要支援者名簿の作成

災害に備え避難支援などに活用するため、「避難行動要支援者」の名簿を作成しています。

- ・ 災害時に自力で避難することが困難な高齢者
- ・ 要介護認定を受けている方
- ・ 障害のある方 など

また、災害に備えて地域全体で要支援者を支援していく取り組みを推進するため、地域で名簿情報の共有を進めています。



問い合わせ

健康福祉計画課要配慮者支援係 | TEL：03-5722-9689 FAX：03-5722-9347

▶ 避難所における支援

- ・ 避難所では、高齢者・障害のある方・妊産婦などの支援を要する方に配慮した避難所運営を行います。
- ・ 地域避難所では支援を要する方に配慮した部屋やエリアを確保します。
- ・ 住区センターなどの補完避難所を使用するときには、支援を要する方の使用を優先します。
- ・ 食料を配布するときは、高齢者・障害のある方・妊産婦などを優先するよう配慮します。

② 日頃の備え

要配慮者向け防災行動マニュアル、防災手帳、ヘルプカード

「要配慮者向け防災行動マニュアル」は、要配慮者や家族などの支援者が、日頃から備えておくことや心構え、災害が発生したときの行動のポイントなどが具体的にまとめてあります。いざというときの「自助」「共助」のために活用ください。

▶ 配布対象者

- ・ 在宅で介護サービスを受けている方
- ・ 障害者手帳をお持ちの方
- ・ 高齢の一人暮らしの方
- ・ 高次脳機能障害の方
- ・ 難病の方
- ・ その他、家族や支援者 など



配布場所

健康福祉計画課要配慮者支援係	目黒区総合庁舎 本館2階
福祉総合課地域ケア推進係	
高齢福祉課在宅事業係	
障害施策推進課計画推進係	
各地域包括支援センター	
※ページ最下部の問い合わせ先をご覧ください。	

問い合わせ

健康福祉計画課要配慮者支援係 | TEL：03-5722-9689 FAX：03-5722-9347

防災・救急医療情報キット

一人暮らし等高齢者や障害のある方などの安全・安心な暮らしのために、災害時や救急・救命時に備え、医療情報や緊急連絡先などを記入して冷蔵庫に保管しておくものです。駆けつけた救急隊員などが確認し、迅速な救急活動・支援活動へつなげます。定期的に記載内容を確認し、情報を更新しましょう。



問い合わせ

福祉総合課地域ケア推進係 TEL：03-5722-9385 | FAX：03-5722-9062
高齢福祉課在宅事業係 TEL：03-5722-9839 | FAX：03-5722-9474
北部包括支援センター TEL：03-5428-6891 | FAX：03-3496-5215
東部包括支援センター TEL：03-5724-8030 | FAX：03-3715-1076
中央包括支援センター TEL：03-5724-8066 | FAX：03-5722-9803
南部包括支援センター TEL：03-5724-8033 | FAX：03-3719-2031
西部包括支援センター TEL：03-5701-7244 | FAX：03-3723-3432
障害施策推進課計画推進係 TEL：03-5722-9848 | FAX：03-5722-6849

